

子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)

離婚などにより、新たに支給対象児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金を受け取っていない方へ子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を支給します。「支給対象者」に該当する方はお早めに申請をお願いします。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

支給対象者

支給対象児童を養育する方のうち、次の項目に該当する方

- ①令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当受給者になった方(児童手当受給者)
- ②令和3年9月30日時点では養育者ではなかったが、令和4年2月28日時点で高校生などを養育している方
- ③その他、DV事例・養子縁組や海外からの帰国により養育者が代わっている場合など

※支給対象外となる場合

- ・前養育者から給付相当額(10万円相当)を受け取っている
- ・前養育者が対象児童のために給付相当額(10万円相当)を費消している
- ・新たに養育者となった方の所得が児童手当の所得制限限度額以上ある

支給対象児童

- ①令和4年3月分の児童手当に係る児童
- ②令和4年2月28日時点(令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時)において支給対象者に養育される高校生など

支給額 対象児童1人につき10万円

支給方法 申請受付後、随時口座に振込みます。

申請期限 4月28日(木)

☎福祉子ども課 ☎388-1116

国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金(適用期間の延長)

被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、申請により要件を満たす方に支給する傷病手当金の支給適用期間を、令和4年3月31日から令和4年6月30日に延長しました。

☎住民課 ☎388-1115

東流廃寺(蓮台寺)塔礎石の移設

東別院(西宮町42)にある「東流廃寺(蓮台寺)塔礎石」を同院内で数メートル移設しました。町の指定文化財に指定されているこの貴重な史跡は自由にご覧いただくことができますので、ぜひご観覧ください。



※東流廃寺(蓮台寺)塔礎石は半分ずつ別れて見つかри、現在、西宮町の東別院と田代の白鬚神社に残されています。

☎教育文化課

☎388-3231

令和4年度における夜間飛行訓練

岐阜基地では下記のとおり夜間飛行訓練を実施します。航空機騒音によりご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

実施日 毎週火曜日(予備:水曜日・木曜日)

時間 午後5時~8時

☎航空自衛隊岐阜基地渉外室

☎382-1101(内線2271)

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・粗大ごみの回収

(株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐阜南町平成6-110

☎058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp

